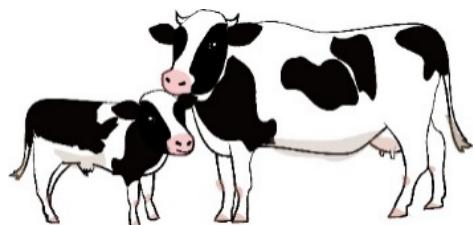


- 乳牛でのサルモネラ症発生に注意…………… 1
- 鳥インフルエンザに関する規則等の改正及び冬季の対策の徹底について…… 2
- 台湾における飼養豚のアフリカ豚熱初確認について…………… 4

乳牛でのサルモネラ症の発生に注意

大家畜課 防疫担当

サルモネラ菌は自然界に広く分布する細菌で、しばしば家畜に重篤な下痢・敗血症を引き起こすばかりでなく、人の食中毒の原因菌として公衆衛生上問題となります。牛のサルモネラ症は下痢・敗血症を主徴とする急性、まれに慢性経過をたどる伝染性疾病で、しばしば流行的に発生します。



今年度、県南地域で牛サルモネラ症の発生がありました。畜産関係者の皆様におかれましては、以下について御承知いただくとともに、病原体を農場内に侵入させない・農場外に持ち出さないための農場出入り時の車両や長靴の消毒等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するようお願いします。

1 症状

(1) 子牛のサルモネラ症

- 多くは6か月齢以下で流行的に発生しますが、1～4週齢では症状も激しく死亡率も高い
- 食欲不振、40～42℃の発熱、悪臭を伴う下痢（黄白色水様便、黄色水様便、血性水様便、泥状便、血便等、様相は様々）、脱水、削瘦、まれに肺炎
- 急性例では数日内に敗血症により死亡

(2) 成牛のサルモネラ症

- 摺乳牛での発生が多い
- 発熱、悪臭を伴う下痢（上記に同じ）、食欲廃絶、乳量低下、起立不能、流産死産、まれに肺炎

2 感染経路

主に、サルモネラ菌に汚染された糞便が経口感染し、腸内で増殖することで下痢を起こします

3 発生後の清浄化対策

(1) 発症牛・保菌牛の治療

- 定期的な検査による保菌牛の摘発、保菌牛の隔離及び抗生素治療
- 子牛は発熱・脱水の影響が大きいため、場合によっては補液等の治療も必要



次頁へ続く

(2)衛生管理の徹底

- 畜舎の洗浄消毒を徹底し、汚染源を排除

牛舎消毒は、飼槽・牛床等の有機物（糞、敷料、飼料等）を除去し、水洗、消毒（塩素系消毒薬）後に石灰乳塗布を行うのが効果的です。

- 作業動線の見直し：**飼槽を汚染しない**ために、糞が付着した長靴では飼槽側の通路を歩かない
- 作業順序の変更：搾乳等の作業は健康牛が先、保菌・発症牛は最後に
- 哺乳器具の洗浄消毒：子牛の哺乳器具は使用の都度、塩素系消毒薬で消毒しましょう。

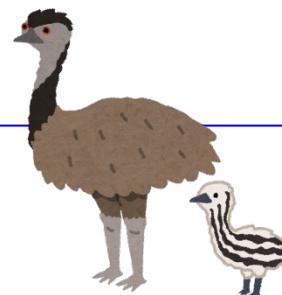
4 予防対策

- 飼養牛へは、良質な粗飼料給与（エネルギーバランスやルーメンの働きを正常に保つ）や、ストレス軽減対策（暑熱・寒冷対策、こまめな徐糞、清潔な牛床等）に留意してください。
- 発症牛の早期発見・治療が重要です。飼養者の方は、毎日健康観察を行い、異状を認めた場合は速やかにかかりつけの獣医師の診察を受けましょう。診察した獣医師は本症を疑った場合は当所へ御連絡ください。
- サルモネラワクチン接種（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・ティフィムリウムに有効）を御検討ください。
- 野生動物はサルモネラ菌を保菌している場合があるため、野鳥・野生動物やペット（犬、猫等）を牛舎に入れないようにしましょう。

鳥インフルエンザに関する規則等の改正及び冬季の対策の徹底について

中小家畜課 小家畜担当

昨シーズンの発生をふまえ、「家畜伝染病予防法施行規則」（令和7年9月29日付）及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和7年10月1日付）が一部改正され、それに伴い、それぞれ飼養衛生管理基準及び同指針にかかる留意事項が変更されました。



【主な変更点】

1 施行規則及び飼養衛生管理基準

- 対象家きんとして「エミュー」を追加
- 非商用（愛玩鶏等）**家きん飼養者に係る規程を追加
- 飼養衛生管理マニュアルの記載内容の見直し
- 大規模所有者が講ずる措置の見直し
 - 人員、資材、器材等を含めた対応計画の策定
 - 分割管理導入の検討
 - 粉じん、羽毛等を介した家きん舎への侵入防止対策
- 分割管理を導入する際の措置を追加
- 大臣指定地域（岩手県では、県北地域と県央地域の一部）**の指定と当該地域における措置を追加
 - 発生時の粉じん、羽毛等の拡散防止対策、緊急消毒等の準備

2 防疫指針及び留意事項

- 対象家きんとして「エミュー」を追加
- 大臣指定地域の指定と当該地域における措置を追加
 - ・ 発生時の粉じん、羽毛等の拡散防止対策、緊急消毒等の準備
- 平時からの取組として家きんの所有者の取組を追加
 - ・ 家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任
 - ・ 大規模所有者における農場の分割管理の検討
- **同一の集卵ベルトを共有している農場のいずれかにおいて患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応を追加**
- 防疫措置時の病原体拡散防止措置を追加
 - ・ **入気口へのフィルター設置、寒冷紗等による防護壁の設置等**



入気口フィルター



令和7年11月11日現在、家きんで4事例（北海道2例、新潟県2例）、野鳥で20事例（北海道12例、山形県1例、鹿児島県2例、宮崎県5例）の高病原性鳥インフルエンザが確認されており、国内のどこで発生してもおかしくない状況となっています。

【高病原性鳥インフルエンザの発生状況】

発生日	発生場所	飼養羽数	飼養形態等
令和7年10月22日	北海道白老町	約45.9万羽	採卵鶏・ケージ、平飼い
11月 2日	北海道恵庭市	約23.6万羽	採卵鶏・ケージ飼い
4日	新潟県胎内市	約63.0万羽	採卵鶏・ケージ飼い
9日	新潟県胎内市	約28.0万羽	採卵鶏・ケージ飼い

基本となる以下の対策について、今一度確認のうえ、これまで以上に飼養衛生管理基準の遵守・徹底をお願いします。

- **農場周辺の消石灰散布など、消毒の徹底**
- **農場周辺の水場・環境における野鳥及び野生動物対策の強化**
- **異常確認時の早期通報の徹底**

台湾における飼養豚のアフリカ豚熱初確認について

中小家畜課 中家畜担当

アフリカ豚熱（ASF）は、アフリカ地域のほか、欧州、東南アジアで流行していますが、特にアジア地域では広く浸潤しています。

東アジアでは、日本と台湾のみ未発生でしたが、令和7年10月21日台湾の飼養豚（総飼養頭数約300頭の一貫経営農場）で発生が確認されました。当該農場では食品残渣が給与されていました。

国では空港や海港における靴底消毒等により水際対策を強化しています。皆さんで一丸となり、以下のとおり我が国へのASF侵入防止対策を行いましょう。

1 農場における発生予防対策

- (1) ASF発生地域への渡航の自粛
- (2) 日本への持込み禁止の肉製品等が持込まれることがないように従業員へ周知
- (3) 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込み防止
- (4) 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報



2 市町におけるHPや広報を活用した周知及び注意喚起

- (1) 外国人旅行者が多く利用する場所等※における以下の事項の周知及び注意喚起

- ・肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと。
- ・海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと。
- ・家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らない、立ち入らないこと。
- ・野生いのしし対策のわなや柵がある場所に近寄らないこと。
- ・利用施設に靴底消毒用マット等がある場合は、その指示に従うこと。



※ 観光案内所、宿泊施設、キャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場等

- (2) 山林等への立入る者への交差汚染防止対策の実施の周知

- ・立入り及び退出の際の靴底の洗浄と消毒を実施すること。

- (3) 廃棄物の管理の徹底

- ・野生いのししが上記施設等で廃棄物に接触することができないように適切な処理及び屋外に設置しているゴミ箱の管理を徹底すること。



【アフリカ豚熱】

- ・発熱や全身の出血性病変が特徴で伝染性が強く、致死率が高い。
- ・有効なワクチンや治療法はない。
- ・ASFウイルスは冷凍された豚肉内で110日間以上、生ハム中で140日間以上、また、燻製や塩漬のハム等の中でも300日間以上感染性を失わない場合がある。

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館41-1

岩手県南家畜保健衛生所 Tel 0197-23-3531 Fax 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会 Tel 0197-24-5532 Fax 0197-23-6988